

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の寄附金の受入れ等に関する事項は、財団の定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 財団に寄付をする者をいう。
- (2) 寄附金 寄附者が寄付をする現金及び有価証券をいう。
- (3) 寄附金等 寄附者が寄付をする寄附金及び物品、土地、建物等の資産をいう。

(寄附金等の使途)

第3条 財団が受領する寄附金は、財団が実施する公益目的事業及び管理業務に使途を制限するものである。ただし、寄附金のうち管理業務への使用可能額は受領した寄附金全体の50%を上限とする。

- 2 財団が受領する物品、土地、建物等の寄附は、財団が実施する公的目的事業及び管理業務に使途を制限するものである。
- 3 寄附者は前2項の範囲内で寄附金等の使途を指定することができるものとする。

(寄附金等の募集)

第4条 財団は寄附金等を、常時募る事ができる。

2 財団は前項のほか、第3条第1項の範囲内で使途を制限した寄附金等を募ることができる。

(受入基準等)

第5条 寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる寄附は受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与することが条件付けられている寄附。
- (2) 寄附金等による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させることが条件付けられている寄附。
- (3) 寄附金等の使用について、寄附者による会計検査の実施が条件付けられている寄附。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことが

できる寄附。

(5) 寄附金等の対価として何らかの利益又は便宜を供与することが条件に付されている寄附。

(6) 寄附金等の受け入れが財団の業務運営に支障をきたすおそれがある寄附、又は社会通念上受け入れが不相当と認められる寄附。

(寄附金等の申込)

第6条 寄附金等の申込をしようとする者(以下、「申込者」という。)は、所定の事項を記載した申込書(電磁的方法によるものを含む。)を財団の寄附金等取扱部署に提出するものとする。

2 申込者は、申込書により寄附金の使途を明確にするものとする。

(受入の決定)

第7条 寄附金等取扱部署は提出された申込を専務理事に報告するものとし、当該専務理事は、財団の運営上有意義であり、かつ、第5条の各号に定める受入基準に抵触しないものについて受入を決定するものとする。ただし、次の各号に該当する申込については、理事長の承認を得るものとする。

(1) 第3条第3項の寄附金等

(2) 現金以外の寄附金等

(3) その他理事長の承認を必要とする寄附金等

2 前項の規定にかかわらず、当該申込が重要な財産に該当する場合は理事会が受入を決定するものとする。

(寄附金等の事務処理手続)

第8条 財団は、寄附金等を受領したときは、寄附者に遅滞なく受領証を送付するものとする。ただし、寄附者が受領証の送付を希望しない場合はこの限りではない。

2 財団は、同一の寄附者からの寄附金等の受領が1年間に複数回にわたる場合には、受領証を一括して送付することができる。

3 受領証の送付は、寄附者の同意があり実務上可能である場合、電磁的方法によって代えることができる。

4 財団は、寄附金の収支状況及び使途について、定款第50条及び第52条に定める方法により適切に公表するものとする。

5 財団は、現金以外の寄附金等が固定資産に該当する場合には、寄附者の協力を得て適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

6 財団は、寄附された固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要

な登記をしなければならない。

(特典)

第9条 財団は寄附者に対して礼状の送付を行い、その他財団の裁量で芳名披露(同意者のみ)及び財団が催すイベントの案内を行う。

(名誉会員)

第10条 この規程で定める寄附者のうち、財団に著しい功勞のあつた者は、理事会の推薦を経て、定款第14条第1項第2号に定める名誉会員になることができる。名誉会員の選定等の詳細については、別途定める。

(寄附金等の使途変更等)

第11条 専務理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第3項若しくは第4条第2項で制限された使途を、理事会の承認を得て、第3条第1項の範囲内で変更することができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、寄附金に残額が生じたとき。
- (2) 合理的な理由により、寄附金等の使用内容、組織等を変更するとき。ただし、財団は寄附者(寄附者が同意を表明できない場合においては寄附者の意思を了知する者)へ同意を得るものとする。

(寄附金等の運用)

第12条 財団は、別に定める財産管理運用規程に基づき寄附金等を運用することができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関し必要な事項は理事会の決議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年6月23日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年6月26日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から施行する。